岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成２８年岐阜県条例第３８号）新旧対照表

新	旧
目次及び前文　略	目次及び前文　略
第一条から第十条まで　略	第一条から第十条まで　略
（啓発等） 第十一条　県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。	（啓発等） 第十一条　県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。
（削除）	２　県は、市町村その他の関係機関、ろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。
（教育の充実） 第十二条　県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。	（教育の充実） 第十二条　県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。
第十三条から第十五条まで　略	第十三条から第十五条まで　略
附　則　　略	附　則　　略